

平成17年9月6日

会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 平成17年9月6日
開会 13時30分 閉会 16時05分
- 2 場 所 幕別町役場5階会議室
- 3 出席委員 委員長 乾 邦広
副委員長 前川敏春
委 員 中橋友子 前川雅志 古川 稔 千葉幹雄 額額太郎
- 4 傍聴者
17 永井繁樹
坂野松四郎（忠類村）、米川伸宣（忠類村）、宮入敏治（忠類村）、姉崎二三男（忠類村）
島崎悦雄（忠類村）、水谷幸雄（忠類村）、柴田真（勝毎）
- 5 事務局
局 長 高橋平明 課 長 横山義嗣 係 長 国安弘昭
- 6 審査事件 別 紙
- 7 審査結果 別紙のとおり

委員長 乾 邦広

◇審査内容

○委員長（乾邦広） ただいまから、民生常任委員会を開会いたします。

本日の議題につきましては、本委員会に付託されました、議案第 102 号から議案第 130 号までの 29 議案及び、陳情第 5 号、紙オムツ用に町指定ゴミ袋の支給を求める陳情書であります。

これより議事に入ります。

審査につきましては、お手元に配布いたしました議案書の別紙に記載の順に進めてまいりたいと思います。

審査の方法につきましては、1 件ごとに議案の説明を受け、質疑、応答及び各委員のご意見をお聞きしたあと、討論がある場合は討論を行い、1 議案ごとに採決をしたいと思っております。

本日は、審査件数が多いことでもありますので、説明及び質疑、応答につきましては、簡潔にさせていただきますようお願いいたします。

それでは、議案第 102 号、忠類村の編入に伴う収入証紙による収入の方法等に係る経過措置に関する条例より審査を始めます。

提案者の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 議案第 102 号、忠類村の編入に伴う収入証紙による収入の方法等に係る経過措置に関する条例について提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 89 ページをお開きください。

忠類村における一般廃棄物の処理手数料の徴収については、収入証紙の印刷されたゴミ袋を、商工会を通して商店が売り捌くことにより行っているところであります。

なお、合併の協議によりまして、合併期日の 2 月 6 日以降は、幕別町が行っております「ゴミ袋等指定取扱店」を通じての現金徴収の方法に変更することとなっております。

しかしながら、忠類村での収入証紙の売り捌きの精算については、翌月の 15 日までとなっておりますことから、合併前に売りさばかれた収入証紙の精算が合併後も残ることとなっております。

このようなことから、合併後の収入証紙の収入事務整理のため、平成 18 年 3 月 31 日までの経過措置として、新たに条例を制定するものであります。

以下、条文に沿いましてご説明させていただきます。

第 1 条につきましては、条例制定の目的を定めるものであります。

第 2 条につきましては、編入日前に売り捌かれた証紙の精算を編入前の忠類村条例に基づいて行うことと規定をするものであります。

なお、附則第 1 項で、本条例の施行月日は平成 18 年 2 月 6 日からとするものであります。

また、附則第 2 項で、この条例の期限は、平成 18 年 3 月 31 日までとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（乾邦広） ただいま、説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（乾邦広） 質疑がございませんので、質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありますか。

(なしの声あり)

○委員長(乾邦広) ございませので、討論を終わります。

採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(乾邦広) 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第103号。

提案者の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長(新屋敷清志) 議案第103号、幕別町忠類へき地保育所条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の90ページをお開きください。

本条例につきましては、忠類村の編入に伴いまして、忠類へき地保育所について規定をするものであります。

なお、本条例を始めとしまして、公の施設の条例につきましては、現在の忠類村の条例を踏襲する形をとっておりますので、あらかじめ、ご承知おき頂きたいと存じます。

現在、忠類村へき地保育所につきましては、通年開設をしていること、また、家庭内で保育可能な幼児も保育対象としていること、いわゆる幼稚園の要素を持っていることなどがありまして、本町のへき地保育所とは運営方法等が異なっております。

このため、合併協議の中で、忠類村においてはこれまでの運営方法を継続することとしたいということになりましたことから、新たに忠類へき地保育所に関する条例を制定するものであります。

以下、条文に沿いましてご説明させていただきます。

第1条につきましては、忠類へき地保育所の設置について定めるものであります。

この中で、その他の児童について規定しておりますけれども、先ほど申し上げました家庭内で保育可能な幼児も対象とするものであります。

第2条につきましては、名称、位置及び定員を定めるものであります。名称につきましては、「忠類保育所」としまして、位置は、現施設の編入後の住所を規定するものであります。

また、定員につきましても現在と同様の70人とするものであります。

第3条につきましては、開設の期間を定めるものでありますが、通年開設するものであります。

第4条につきましては、入所児童の範囲を定めるもので、第2条に定める定員以内で入所させることとするものであります。

第5条につきましては、入所に際して、町長の承認を受けることと定めるものであります。

第6条につきましては、「保育料」を定めるものでありますが、別表に定める保育料を徴収することとしております。

別表をご覧いただきたいと思いますが、92ページになります。

別表、第6条関係の保育料金表となっておりますけれども、この表にありますとおり、年齢区分及び町民税課税額等に応じまして、それぞれ7段階に定めるものであり、現在、忠類村で徴収している料金と同額となっております。

90ページにお戻りいただきまして、第7条では、保育料の減免に関する規定。

第8条では、還付に関する規定であります。

第9条につきましては、1号から5号まで入所の承認を取り消す場合の規定を定めてあります。

第10条につきましては、保育所に災害、感染症が発生した場合に、一定期間を定めまして休止できるとするものであります。

第11条につきましては、職員の配置を定めるものであります。

第12条につきましては、委任規定で、施行に関し必要な事項は、規則で定めるとするものであります。

次に附則となりますけれども、第1項では、本条例の施行月日を平成18年2月6日とするものであります。

第2項では、経過措置としまして、編入前の忠類村へき地保育所条例によりなされた手続等は、本条例に該当する規定でなされたものとみなす規定を設けるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（乾邦広） 説明を終わりましたので、質疑を行います。

質疑はございませんか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 条例そのものに問題があるというふうには思いませんが、素朴な疑問で、第9条の、入所の承認を取り消すことができるという条項がございますね。

ここの3番、感染症の疾病にかかり、他の入所児感染の恐れがあるときという。退所まで至る、入所を取り消すまでに至るその感染の想定というのはどんなことを想定されて入れられているのでしょうか。

随分、保育所内というのは、感染症が蔓延する、集団ですからあるのですが、それがこと入所を取り消される事態にまでなるというのはなかなか考えにくいのですけれども、これはどんなことを考えられて、わざわざこの条項を入れられているのでしょうか。

○委員長（乾邦広） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 通常の場合は、中橋委員がおっしゃっているとおり、一定期間入院あるいは自宅で療養した場合は回復すると。その場合は一時的に休んでいただくということで済むのでしょうかけれども、たまたま、非常に重い症状にかかって、なかなか復帰できないとか、なかなか復帰できないような症状にあった場合には、やむを得ない場合、もちろんお医者さんと相談していただいて、ちょっと退所を願うというようなことを想定しております。

○委員長（乾邦広） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 客観的な目安などお持ちですか。

○委員長（乾邦広） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 客観的な目安と言われますと、やはりお医者さまと相談していただいて、その診断書で判断するとか、あと、ご家族の方と相談していただいてと。

やはり体力が弱って、その子自体が、何というのでしょうか、命を落とすというところまでいかないのでしょうかけれども、そのような状態になるような場合も想定されますので、そういうようなときはやっぱり主治医の方に相談してということになると思います。

○委員長（乾邦広） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（乾邦広） ないようですので、次に、討論を行います。

討論はありますか。

（なしの声あり）

○委員長（乾邦広） ございませんので、討論を終わります。

採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(乾邦広) 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第104号、幕別町居宅サービス事業の実施に関する条例を提案いたします。

民生部長。

○民生部長(新屋敷清志) 議案第104号、幕別町居宅サービス事業の実施に関する条例について、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の93ページをお開きください。

幕別町居宅サービス事業の実施につきましては、忠類村が実施しております通所介護等の居宅介護サービスについて、合併後においても引き続き実施するため、実施方法、利用料等の定めを設けようとするものであります。

以下、条文に沿いましてご説明させていただきます。

第1条につきましては、条例の目的を定めるもので、介護保険法に規定する居宅サービス事業を行うことによりまして、高齢者の福祉の増進を図ることを目的として定めるものであります。

第2条につきましては、町が行う居宅サービス事業について定めるものでありますが、「訪問介護事業」及び「通所介護事業」を行うと定めるものであります。

第3条につきましては、事業を行う事業所の名称及び位置を定めるものであります。名称につきましては、それぞれ幕別町忠類訪問介護事業所、幕別町忠類デイサービスセンターとし、位置につきましては、現施設の編入後の住所を謳うものであります。

第4条につきましては、この事業の利用対象者を要介護(要支援)認定者と定めるものであります。

第5条につきましては、利用者はサービスを利用する際に幕別町と契約をするものと定めるものであります。

第6条につきましては、第1項第1号で訪問介護サービスを利用する場合。

第2号で通所介護サービスを利用した場合の利用料を定めるものであります。

今のことにつきましては94ページに載っております。

また、第2項の方では、通所介護事業の給食の供与を受けた場合の実費費用負担について定めているものであります。

次に、第7条につきましては、この条例に定めるもののほか、必要な事項については規則で定めると規定するものであります。

次に、附則でありますけれども、第1項で、本条例の施行月日は平成18年2月6日からとするものであります。

第2項では、忠類村の編入の日の前に忠類村訪問介護条例及びふれあいセンター福寿設置条例及び管理条例によりなされた処分、手続その他の行為の効力が生かされるよう経過措置を設けるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長(乾邦広) ただいま、説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(なしの声あり)

○委員長(乾邦広) 質疑がございませんので、質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありますか。

(なしの声あり)

○委員長(乾邦広) ございませので、討論を終わります。

採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(乾邦広) 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第105号、幕別町忠類ふれあいセンター福寿条例を提案いたします。

民生部長。

○民生部長(新屋敷清志) 議案第105号、幕別町忠類ふれあいセンター福寿条例について、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の96ページをお開きください。

この条例は、現在、忠類村にあります総合的な保健福祉施設であります忠類ふれあいセンター福寿を、本町の公の施設として設置するものであります。

以下、条文に沿いましてご説明させていただきます。

第1条につきましては、保健福祉の総合的な施設として忠類ふれあいセンター福寿を設置すると定めるものであります。

第2条につきましては、名称を、忠類ふれあいセンター福寿とし、位置を忠類白銀町384番地10とするものであります。

第3条につきましては、忠類ふれあいセンター福寿が行う事業を定めるものでございますが、第1号の「町民の健康づくりに関すること」から第6号までそれぞれ規定をするものであります。

第4条第1項につきましては、施設を使用又は利用する場合に、あらかじめ承認を受けなければならないとするものであります。

同条第2項につきましては、前項の承認をする場合に、条件を付することができるとするものであります。

次の第5条につきましては、第1号の「公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるもの」から、第4号までに掲げるものに該当する場合は、施設の使用等の承認をしないこととするものであります。

次に、第6条第1項につきましては、施設の使用料等について定めるものであります。別表第1に定める使用料を納めなければならないとするものであります。

第2項につきましては、生活支援ハウスの利用料について定めるものでありますが、別表第2に定める利用料を納めなければならないとするものであります。なお、別表につきましては、後ほど、ご説明申し上げたいと思います。

次に、第3項につきましては、使用料等の減免について定めるものであります。

第4項につきましては、既に納付した使用料は還付しないと定めるものでありますが、次の1号～3号のいずれかに該当する場合は、その全額又は一部を還付することができるとするものであります。

第7条につきましては、施設の目的外使用等の禁止について定めるものであります。

次、第8条第1項につきましては、施設の利用に当たりまして特別設備を設置等する場合は、あらかじめ承認を受けなければならないとするものであります。

第2項では、映画会等の催物に使用する場合の届出について定めるものであります。

次に、第9条につきましては、次の第1号から第3号のいずれかに該当する場合は、使用の取消し等ができる

と定めるものであります。

第 10 条につきましては、使用した設備又は備付け物件を原状に回復しなければならないとするものであります。

第 11 条につきましては、建物又は設備等を損傷した場合の損害賠償について定めるものであります。

次に、第 12 条につきましては、規則への委任規定であります。

次に附則でありますけれども、第 1 項の方では、本条例の施行月日を平成 18 年 2 月 6 日とするものであります。

第 2 項では、編入前の忠類村で行われた承認等の行為の効力が生かされるように経過措置を設けるものであります。

次に、99 ページになりますけど、先ほど、第 6 条関係でご説明した分でございますけれども、別表第 1 につきましては、第 6 条の規定によりまして、ふれあいセンター福寿の使用料の詳細について定めるものであります。現在頂いております使用料と同一の料金となっております。

次のページ、100 ページをご覧くださいと思いますけれども、別表第 2 につきましては、同じく第 6 条に規定によりまして、生活支援ハウスの利用料の詳細について定めるものでありますけれども、これも、現在頂いている使用料と同一の料金となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（乾邦広） ただいま、説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑がございますか。

（なしの声あり）

○委員長（乾邦広） 質疑がございますので、質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありますか。

（なしの声あり）

○委員長（乾邦広） ございませんので、討論を終わります。

採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（乾邦広） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 106 号、幕別町忠類診療所及び歯科診療所条例について、提案者の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 議案第 106 号、幕別町忠類診療所及び歯科診療所に関する条例について、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 102 ページをお開きください。

幕別町忠類診療所及び歯科診療所に関する条例につきましては、合併協議によりまして、忠類村にあります診療所及び歯科診療所を、本町の診療所及び歯科診療所として設置しようとするものであります。

以下、条文に沿いましてご説明させていただきます。

第 1 条につきましては、住民の健康の保持と医療福祉の増進を図るため、診療所及び歯科診療所を設置すると定めるものであります。

第2条につきましては、名称及び位置について定めるもので、診療所は名称を忠類診療所としまして、位置は現施設の編入後の住所とするものであります。

歯科診療所につきましては名称を忠類歯科診療所としまして、位置は同じく現施設の編入後の住所とするものであります。

次に、第3条につきましては、委任といたしまして、この条例で定めるもののほか、必要な事項は、町長が定めると規定するものであります。

なお、本条例の施行月日は平成18年2月6日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（乾邦広） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（乾邦広） 質疑がございませんので、質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありますか。

（なしの声あり）

○委員長（乾邦広） ございませんので、討論を終わります。

採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（乾邦広） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第107号、幕別町防災行政無線施設条例について、提案者の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 議案第107号、幕別町防災行政無線に関する条例について、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の103ページをお開きください。

忠類村に設置されております防災行政無線施設につきましては、合併協議の中で、引き続き、新町において、防災の施設として、管理運営を図ることとなりましたことから、条例を制定するものであります。

以下、条文に沿いましてご説明させていただきます。

第1条につきましては、災害時の場合など、広報活動等を迅速かつ正確に行うことを目的に「防災行政無線施設」を設置すると定めるものであります。

第2条につきましては、防災行政無線の設置場所を定めるもので、現施設を引き続き設置場所とするものであります。

第3条につきましては、防災行政無線の業務について規定するもので、第1号から第4号までに掲げる内容の放送を行うとするものであります。

第4条につきましては、防災行政無線の業務区域を編入前の忠類村の区域と定めるものであります。

第5条につきましては、防災行政無線の戸別受信機の貸与等を定めるものであります。現在、全戸に設置しているほか農協など公的団体にも設置しておりまして、全部で753台の設置を行っております。

第6条につきましては、次のページになりますが、転貸等を禁止する規定であります。

第7条につきましては、防災行政無線の使用の取消し等を規定するものであります。

第8条につきましては、戸別受信機の損害賠償について定めるものであります。

第9条につきましては、委任規定で、この条例で定めるもののほか、必要な事項は、規則で定めるとするものであります。

附則についてであります。第1項で、本条例の施行月日は平成18年2月6日からとするものであります。

附則第2項では、忠類村の編入の日前になされた処分、手続その他の行為についての経過措置を定めるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の程お願い申し上げます。

○委員長（乾邦広） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（乾邦広） 質疑がございませんので、質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありますか。

（なしの声あり）

○委員長（乾邦広） ございませんので、討論を終わります。

採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（乾邦広） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第108号、幕別町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、提案者の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 議案第108号、幕別町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の79ページをお開きいただきたいと思います。

条例改正の内容につきましては、忠類村の編入に伴う経過措置を規定するとともに、条例上の表現をより明確にするものであります。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

第5条第1号につきましては、条例上の表現をより明確にするため、「住民票」とあるのを「住民基本台帳」に、「記載」とあるのを「記録又は登録」に改めるものであります。

第17条においても、同様に、見出しの「委任規定」とありますのを「委任」に、本文の「町長が別に定める」を「町長が定める」に改めるものであります。

次に、附則でなりますけれども、現行の附則第1項から第3項までにそれぞれ見出しを付すとともに、次の80ページ、第4項の次に忠類村の編入に伴う経過措置としまして、3項を加えるものでありますけれども、附則第5項では、編入前の忠類村において印鑑の登録を受けている者の印鑑は、編入後の幕別町においても効力を有するとするものであります。

附則第6項では、編入前の忠類村において印鑑の登録を受けている者は、編入日以後に印鑑登録証の再交付を

無料で受けることができるとするものであります。

附則第7項につきましては、編入日前に忠類村で代理人により行われた印鑑の登録申請に係る本人の意思確認の照会については、編入日後の幕別町においても効力を有するとするものであります。

なお、本条例の施行月日は平成18年2月6日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（乾邦広） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（乾邦広） 質疑がございませんので、質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はございますか。

（なしの声あり）

○委員長（乾邦広） ございませんので、討論を終わります。

採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（乾邦広） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第109号、幕別町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例について、提案者の説明を求めます。
民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 議案第109号、幕別町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の81ページをご覧ください。

条例改正の内容につきましては、条例上の表現を整理統一するほか、忠類村の編入に伴う経過措置を規定するものであります。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

第6条では、「町長が別に定める」とありますのを「町長が定める」に改めるものであります。

次に、附則でありますけれども、現行の附則第1項から第3項までにそれぞれ見出しを付し、忠類村の編入に伴う経過措置として1項を加え、附則第4項として、編入前の忠類村において積み立てられた基金については、幕別町に引き継ぐとするものであります。

なお、本条例の施行月日は平成18年2月6日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（乾邦広） ただいま、説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（乾邦広） ございませんので、質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はございますか。

(なしの声あり)

○委員長(乾邦広) ごいませんので、討論を終わります。

採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(乾邦広) 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第110号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案者の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長(新屋敷清志) 議案第110号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の82ページをお開きいただきたいと思います。

この条例改正の主な内容につきましては、忠類村との合併協議に基づきまして、納期を拡大すること、また、忠類村の被保険者の方々に対しまして、基礎課税額、医療分に係りまして不均一課税を実施するなどの経過措置を規定すること、などが主なものであります。

国民健康保険税の納期につきましては、平成13年度に4期から6期に拡大しまして、現在に至っておりますけれども、その後も、納税者の方々から、一度にご負担いただく納付額の軽減を求めのご意見を頂いておりますことから、合併協議の中で、このたびの電算システムの更新に合わせまして、納期を8期に拡大することとしたものであります。

また、幕別町と忠類村とで大きく乖離があります基礎課税額、医療分の税率をどのように調整していくかに関しましては、忠類村との協議を重ねてまいりましたが、次のような四つの観点から、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定を適用しまして、合併する年度と合併翌年度である平成18年度から平成22年度までの5年度間、不均一課税を実施しまして、平成23年度からは現行の幕別町の税率に統一することとしたものであります。

四つの観点の一つには、国保会計の財政規模におきましては、合併後も幕別町が90%強を占めておりますことから、国保財政の健全性の維持が求められることから幕別町に合わせるといふことと、二つ目には、幕別町国保会計は、平成15年度、平成16年度と黒字決算となりましたけれども、その背景には制度改正による財政支援策の影響が大きく作用いたしております。

しかしながら、これらが平成17年度までの時限措置とされておりまして、平成18年度以降の状況がまだ不透明なこと、それから、三つ目としましては、現在、国で検討が進められている75歳以上を対象とした新しい高齢者医療制度に対しまして、国保などの保険者の財政負担の在り方が示されておらず、平成15年度から黒字基調に転じた大きな要因である老健拠出金の減額傾向がこれからも継続するとは考えられないということなのです。

四つ目としましては、忠類村の国保会計は、一般会計からの繰入金によって健全性を確保していることなどから、これらの観点から、現在の時点において、幕別町の税率を引き下げるといふ環境には考えられず、結果的に、合併後の税率を、現行の幕別町の税率を基準にせざるを得ないと判断をしたものであります。

以下、条文に沿いましてご説明をいたします。

第9条につきましては、納期を現行の6期を8期に拡大するものですが、7月と1月を追加することによりまして、改正後の納期が6月から翌年1月まで、連続8カ月連続となるものであります。

次に、附則の改正となりますが、このたび、経過措置としまして、附則に5項を加えるものであります。

先に 84 ページの方をご覧くださいと思いますが、現行の附則第 2 項から、86 ページ、第 10 項まで、2 項から 10 項までありますけれども、これを 84 ページの第 2 項を第 7 項とする、以下、7、8、9、10、最後までいきますと 15 項とするものでありますけれども、内容については、変更はございません。

これら、項番号の変更だけでございます。

次に、82 ページにお戻りいただきたいと思えます。

改正条例の附則第 2 項になりますけれども、編入日前に忠類村で、課した又は課すべきであった国保税につきましては、編入日前の「忠類村国民健康保険税条例」の規定を適用するものとなります。

附則の第 3 項につきましては、編入日前に忠類村で行われた処分、手続等の行為は、編入日後の幕別町において効力を有するものとなります。

附則第 4 項につきましては、編入日から平成 18 年 3 月 31 日までの間に忠類村に住所を有する被保険者の方々に対する平成 17 年度の国保税の賦課徴収につきましては、編入日前の「忠類村国民健康保険税条例」の規定を適用するものとなります。

附則第 5 項につきましては、平成 18 年度から平成 22 年度まで忠類村に住所を有する被保険者等の方々に対しまして、不均一課税を実施するものとしまして、その期間の、国保税の基礎課税額、医療分に係る税率を定めるものとなります。

まず、所得割額にありましては、現行の忠類村の税率は 100 分の 3.7 となっておりますけれども、幕別町の税率が 8.5 でありますので、平成 18 年度から毎年 0.8 ポイントずつ増加させまして、6 年間かけて、平成 23 年度から 8.5 に統一するものとなります。

次に、資産割の額にありましては、忠類が 100 分の 30 でありますけれども、これを 6 年間かけて、幕別町の水準である 100 分の 10 とするため、毎年 3 ポイントあるいは 4 ポイントずつ減じるものとなります。

次に、均等割額にありましては、同様に忠類村では 2 万 4,000 円ありますのを、6 年間かけて 3 万円とするため、毎年 1,000 円ずつ増加させるものとなります。

次に、平等割額にありましては、同様に忠類では 3 万 1,000 円とありますのを、6 年間かけて 3 万 6,000 円とするため、毎年 800 円あるいは 900 円ずつ増加させるものとなります。

これに合わせまして、附則第 6 項におきまして、低所得の方々への被保険者均等割額及び世帯別平等割額の軽減、いわゆる 7 割軽減だとか 5 割軽減、2 割軽減の軽減額を年度ごとに定めるものとなります。

表の一番下の欄右側にあります、「第 11 条第 1 項第 1 号イに規定する額」につきましては、7 割軽減に係る均等割額の軽減額を定めておりますが、平成 18 年度から平成 22 年度までそれぞれ定めるものとなります。

次の 84 ページ、一番上の欄につきましては、「第 11 条第 1 項第 1 号ロに規定する額」であります。これは 7 割軽減に係る平等割額についての軽減額についてであります。

次の、「第 11 条第 1 項第 2 号イに規定する額」は、5 割軽減に係る均等割額についての軽減額について。

次の、「第 11 条第 1 項第 2 号ロに規定する額」は、5 割軽減に係る平等割額の軽減額について。

次の、「第 11 条第 1 項第 3 号イに規定する額」は、2 割軽減に係る均等割額の軽減額を。

最後の欄、「第 11 条第 1 項第 3 号ロに規定する額」は、2 割軽減に係る平等割額の軽減額を、それぞれ平成 18 年度分から平成 22 年度分まで定めるものとなります。

なお、本条例につきましては平成 18 年 2 月 6 日から施行するものとなります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（乾邦広） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 納期数が増えてくるということは、町民の皆さんにとっては納めやすい状況になると思いますので大事なことだと思うのですが、問題は、今、部長が前段に言われましたように、大きく乖離していた保険料を5年間で統一していくということなのですが、一つの町になるわけですから、当然整合性というのは求められますし、考え方としては理解するところなのですけれども、ただ、幕別町でも国保事業の中では、非常に納められない、あるいはその結果が短期保険証や証明書の発行につながりまして、現実的には保険証を持ってない町民も生まれているわけですね。

忠類の被保険者の所得階層などはちょっとわからないのですけれども、幕別と同じように合わせていくことによってそういう状況を生み出す心配はないかどうか。

収納率なども現時点では、幕別と忠類それぞれ異なっていると思いますが、どういう状況になっているのか。

短期や資格証明書の発行も、確か忠類はないようにも聞いているのですが、その辺もどうなのか。

まずはお尋ねしたいと思います。

○委員長（乾邦広） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 忠類村のただいまの収納率のこと、平成16年度の実績では、97%強と伺っております。

滞納者の実態につきましては、資格証を交付している世帯の方、短期証を交付している世帯の方、いずれもゼロと、いらっしゃらないということでお伺いしております。

○委員長（乾邦広） ほかにございませんか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 現時点でそういう状況がないということは、忠類は幕別町よりは、確か合併協議会の説明では、基準にするところによって変わってきますけれども、平均世帯の中で、保険料が6万円近くの乖離があったと思うのですよね。

これが5年間の中で、幕別に合わせるということでもありますから、忠類がそういうふうになってくるということになると、今の時点で97%の収納で、短期あるいは資格証明の発行がないということでもあります。幕別と同じような保険税になっていくことによって、そういうことも、幕別の現実に実態があるわけですから、幕別は発行されているわけですから、そういうことにも、現在の忠類の村民の方がそういう状況に陥りかねないという心配はありますよね。

そうやってきた場合に、救済策として、こういうただならすだけではなくて、救済策として手立ても同時に必要になってくるのではないかと思うのですが、この条例改正の中では、法定減免はありますが、それ以外はございませんよね。

その辺はどのように整理されて考えていらっしゃるのですか。

質疑はございませんか。

○委員長（乾邦広） 町民課長。

○町民課長（田村修一） ただいま、中橋委員さんが言われましたとおり、所得の低い方に対しましては、法定減免と、7割、5割、2割ということ。

現在、忠類村におきましては、応納応益の平準化ということが行われていませんので、合併されますことによって、7割、5割、2割ということになります。

あくまでも、国税の納税につきましては、被保険者の世帯主の義務ということで、当然納めていただかなければならないものだと、私どもは考えております。

ただ、現在、幕別町でも行っておりますけれども、非常に所得の状況が、この不景気の状況ですから、悪くなったと、あるいは世帯主の方が病気になって所得が落ちたというような場合につきましては、納税相談ということを行って、分納ですとかそういう形で皆さま方と相談させていただいて、払いやすい方法をとらせていただい

ているという実態があります。

結果的に、幕別町におきましては、資格証、短期証を発行しているところがございますけれども、そのようなことで、所得の少ない方あるいは事情があつて納入できない方につきましては、常に、機械的にそういう処分をするということではなくて、相談を重ねながら進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（乾邦広） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 応納応益の平準化、幕別もくぐってきましたよね。

あれはそういうふうにすることによって、7割、5割、2割の減免まで適用になるということで、うちの町もそれを適用してきたのですけれども、あの平準化というのは、やはり低所得者にとってはやっぱり大変な、中間はいいのですけれども大変な状況は変わらないのですよね。

そこで、納税相談も、うちの町も精力的に行ってきた結果も、やはりその短期あるいは資格証明書につなげてきてしまったという現実があるわけですから、こういうふうに新しく条例改正されるときに、そういったところをきちっと救済するというのも一緒に盛り込んだ方の中で条例改正をやっていくことが、将来そういうことを生まない、きちっと職員の方たちも精力的にやっていたらいいわけですから。やっけてもなおかつ幕別町で生まれるという状況を、きちっと押さえた上で、忠類の人たちも、今後そういうふうにならないような手立てを、この条例の中できちっととっていくことが、私は大事ではないかというふうに思うのですけれども、その点は考えられなかったのでしょうか。

○委員長（乾邦広） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 最初に、ちょっと訂正させていただきます。

忠類村さん、応納応益の平準化、既に進めているということでございます。失礼いたしました。

中橋委員が言われますとおり、何らかの手立てをとれなかったのかということでございますけれども、やはり法に則って、事業を進めていくということが第一であると、私どもは考えております。

病気されたとか、先ほど言いましたように、所得状況が悪化している方につきましては、やはり個別に相談させていただいて、機械的にやらないで、言ってみれば丁寧な形で皆さま方と相談させて対応させていただきたいというふうに考えております。

○委員長（乾邦広） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 参考までに、忠類の方の所得階層、それもお尋ねしたいと思います。

それと、平行線になるのですが、いろんな丁寧な対応というのをやってきた結果として、うちの町が短期保険証あるいは資格証明書の発行につながっているというその現実と、現在、忠類ではそういうのがないという違い。ここもきちっと手立てを取ることが大事だというふうに思うのですよね。

ここはどうでしょうか。

○委員長（乾邦広） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 最初の忠類村の被保険者の所得階層ということでございますけれども、一応私ども6段階に分けて調べた資料がございます。

まず、医療分に限ってこの場で説明させていただきます。

ゼロから100万円未満の世帯の方が179世帯、100万円以上200万円未満の方が72世帯、200万円以上300万円未満が41世帯、300万円以上400万円未満が20世帯、400万円以上500万円未満が13世帯、500万円以上が78世帯で、合計で403世帯と。これは平成15年度の医療分課税にかかわるデータでございます。

○委員長（乾邦広） 西尾助役。

○助役（西尾治） 基本的には、国保税の持っている制度的な大きな問題がかかわっているのだろうというふうに思っております。

今回の合併協議の中で、最大限そういったことに意を用いなかったのかということですが、今、合併の中の現行の中でとれる5カ年間の均一課税ということで、まず段階的に忠類の被保険者の皆さん方にご理解を頂いてきていると。

現行、忠類さんの方は、一般会計なんかからの繰入れ等によって、少なくとも保険税が押さえられているという実態がございます。

では、この状況がいつまでも続けられるかということ、少なくとも、将来に向かっては忠類村単独でいった場合についても、保険税はそれなりに相当額引上げをしていかなければ、国保会計そのものが成り立っていかないという実態があると。そのことを村民の皆さんにも十分理解を得る中で、最終的に調整方針としてこのように決めさせていただきました。

ただ、今、中橋委員がおっしゃるとおり、保険税が、うちの町民にとりまして忠類の村民にとりまして、決して安い額でないことは十分承知をいたしております。

ですから、最終的に、今の試算の中では一般会計からの繰入れ等もまずはない中で、健全財政を確保したいというようなことを念頭に起きながら、試算をさせていただいておりますけれども、少なくとも、これらの状況がやはり過重にならないように、十分一般会計からの繰入れ等も考慮に入れながら、なるべくまず国保税を抑えていくような方法を私どもとして努力させていただく。

そういうことによって、実際はこういう額で決めさせていただいておりますけれども、将来に向けては制度改正も含めて、極力そのような方向の中でご理解を頂くように努力をさせていただければなというふうに思っております。

○委員長（乾邦広） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 考え方として、今、助役から説明が頂いたのはとても理解できるのですよね。

最初に発言しましたように、一つの町にいる以上、平準化あるいは均衡を図るというのは大事なことだと思いますし、当然そういうことを承知の上で合併が進んでいったということもありますから、一定のこの経過措置をとられて定められたということは理解するのです。

問題は、今、所得階層をお聞きしてもゼロから100万円が179世帯というように、幕別町も低所得者世帯がやっぱり多いですね。構成として。これは宿命的なこともあるのですが、そこに対する、こういう料金設定を定めながらも、やはり一番大変なところを、いろいろ減免ですとか、ほかの制度ではそういう救済の措置をとってこられているの多いのですが、国保の中にはないのですよね。

ですから、こういう特に忠類の方にとっては、急激に値上がりしていくような状況の中で、あるいは低所得者がこの中では全体の40%ぐらい占めると思いますが、そういう中で救済措置として独自の減免という手立てはやっぱりとれないものなのかどうか、そこだけです。

○委員長（乾邦広） 西尾助役。

○助役（西尾治） そのお話についてはいつも平行線になるのですけども、ただ、今、所得がない、資産割の税率については逆にうちの方が低いというような状況もございますので、逆に所得がなくて資産をお持ちの方、そういう方にとっては、今回のうちの国保税に合わせることによって、逆に下がる方も出てくる場面も出てまいります。

ただ、いつもの議会でも平行線の議論しかならないのですが、一律的にでは何らかの所得をもって、一定の軽減をできるのかということ、なかなかそれも現状としては難しいのだろうと。個別の実態、先ほど担当課長から言いましたように、それは十分精査をしながら、必要なところは必要な措置をとらせていただくということしか、現状では申し上げられないのかなというふうに思っております。

そういうことをご理解をいただければなというふうに思います。

- 委員長（乾邦広） ほかにございませんか。
（なしの声あり）
- 委員長（乾邦広） 質疑がございませんので、質疑を終わります。
次に、討論を行います。
討論はありますか。
中橋委員。
- 委員（中橋友子） 質疑の中でお話ししてきましたので、私はここに一項やはり独自の救済を目的とした内部の情報が入るべきだというふうに考えまして、それを必要と思います。
- 委員長（乾邦広） 賛成者の討論はございますか。
（なしの声あり）
- 委員長（乾邦広） ございませんので、討論を終わります。
採決をいたします。
本案は、原案を可とすることにご異議ございませんか。
（異議ありの声あり）
- 委員長（乾邦広） 異議がありますので、起立により採決をいたします。
原案に賛成の方の起立を求めます。
（賛成者起立）
- 委員長（乾邦広） 起立多数でありますので、したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。
次に、議案第 111 号、幕別町狂犬病予防法に基づく手数料条例の一部を改正する条例について、提案者の説明を求めます。
民生部長。
- 民生部長（新屋敷清志） 議案第 111 号、幕別町狂犬病予防法に基づく手数料条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。
議案説明資料の 87 ページをご覧ください。
条例改正の主な内容につきましては、忠類村の編入に伴う経過措置を規定するものであります。
以下、条文に沿いましてご説明いたします。
現行の附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「施行期日」を付すとともに、忠類村の編入に伴う経過措置として 1 項加えるものでありますが、附則第 2 項として、編入前の忠類村で行われた狂犬病予防法施行条例によりなされた処分等の行為が生かされるよう規定するものであります。
なお、本条例の施行月日は平成 18 年 2 月 6 日からとするものであります。
以上で説明を終わらせていただきます。
よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
- 委員長（乾邦広） ただいま、説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ございませんか。
（なしの声あり）
- 委員長（乾邦広） 質疑はございませんので、質疑を終わります。
次に、討論を行います。
討論はございますか。
（なしの声あり）

○委員長（乾邦広）　　ございませんので、討論を終わります。

採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（乾邦広）　　異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 112 号、幕別町社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例について、提案者の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（新屋敷清志）　議案第 112 号、幕別町社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の 88 ページをお開きいただきたいと思います。

条例改正の内容につきましては、条例上の表現を整理統一するほか、忠類村の編入に伴う経過措置を規定するものであります。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

第 5 条では、「町長が別に定める」とありますのを「町長が定める」に改めるものであります。

次に、附則であります。附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「施行期日」を付すものであります。

附則第 2 項につきましては、編入前に忠類村社会福祉法人の助成に関する条例の規定によりなされた処分、手続等の行為の効力が生かされるよう経過措置を設けるものであります。

なお、本条例の施行月日は平成 18 年 2 月 6 日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（乾邦広）　　説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（乾邦広）　　質疑はございませんので、質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はございますか。

（なしの声あり）

○委員長（乾邦広）　　ございませんので、討論を終わります。

採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（乾邦広）　　異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 113 号、幕別町子育て支援センター条例の一部を改正する条例について、提案者の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（新屋敷清志）　議案第 113 号、幕別町子育て支援センター条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の 89 ページをご覧くださいと思います。

条例改正の内容につきましては、忠類村の編入に伴い忠類地区の子育て支援センターの名称・位置を追加するとともに、編入前の忠類村子育て支援センターにおいて実施している「一時保育」などの特別保育事業を引き続き実施し、その利用者の負担を明確にするものであります。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

第 2 条につきましては、表に、忠類地区の名称及び位置を追加するとともに、あわせて幕別地区についても、名称及び位置を改正するものであります。

第 3 条につきましては、第 3 号で、特別保育事業を行うことを明文化するものであります。

次に、現行条例の第 4 条を第 6 条とし、新たに特別保育事業に関する規定として、第 4 条と第 5 条を加えるものでありますけれども、まず第 4 条につきましては、次のページになりますが、特別保育事業を利用しようとする保護者は、町長の承認を受けなければならないと定めるものであります。

第 5 条につきましては、特別保育事業を利用した場合、別表に定める費用を負担しなければならないとするものであります。

また、第 6 条につきましては、「町長が別に定める」を「町長が定める」に改めるものであります。

附則につきましては、現行の附則を第 1 項とし、同項に見出しとして施行期日を付すとともに、第 2 項とし、編入前の忠類村で行われた子育て支援センターの規定によりなされた行為の効力が生かされるよう経過措置を設けるものであります。

次に、別表であります。第 5 条関係で費用の負担を、一時保育料及び休日保育料とも 1 時間当たり 300 円と定めるものであります。

なお、本条例の施行月日は平成 18 年 2 月 6 日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（乾邦広） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（乾邦広） 質疑はございませんので、質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はございますか。

（なしの声あり）

○委員長（乾邦広） ございませんので、討論を終わります。

採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（乾邦広） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 114 号、幕別町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例について、提案者の説明を求めます。
民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 議案第 114 号、幕別町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の 91 ページをお開きいただきたいと思います。

就学前の乳幼児の方々への医療費の助成につきましては、北海道の「医療給付事業」の補助を受けまして、加えて町単独で一部拡大をして実施をしているところですが、忠類村と幕別町において一部拡大の内容が異なっておりますことから、合併協議において、合併後に初めて訪れる助成期間の始期であります平成 18 年 10 月 1 日から幕別町の例により統合するものとしたところあります。

条例改正の内容につきましては、合併協議に基づきまして、忠類村の編入に伴う経過措置を規定するものであります。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

附則の改正であります。現行の附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「施行期日」を付し、忠類村の編入に伴う経過措置を 2 項加え、附則第 2 項として、編入日前に忠類村で行われた処分、手続等の行為は、編入日後の幕別町においても効力を有するものとしてあります。

また、附則第 3 項では、編入日から平成 18 年 9 月 30 日までの間は、編入日前の忠類村の区域内に住所を有する受給者である乳幼児の方への助成については、編入日前の「忠類村乳幼児医療費の助成に関する条例」の規定により適用するものとする経過措置を設けるものであります。

これを具体的に申し上げますと、忠類村に住所を有して、課税世帯に属している 3 歳以上就学前までの乳幼児の方々の 1 割負担分を、編入後も引き続き、平成 18 年 9 月診療分までは、単独で助成をするという内容であります。

なお、本条例の施行月日は平成 18 年 2 月 6 日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（乾邦広） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 助成の在り方にそれぞれ違いがあったということではあります。忠類では、入院・通院含めまして、6 歳まで助成をされておりましたよね。

これは、その部分が盛り込まれていないということは、その部分がなくなるという条例改正ということになりますよね。

そういうことですね。

○委員長（乾邦広） 町民課長。

○町民課長（田村修一） この制度につきましては、10 月 1 日から 9 月 30 日までが助成の 1 サイクルと。

これは、所得を把握して、その次の 10 月 1 日から助成の階層を決定するという制度になっております。

それで、平成 18 年の 9 月 30 日までは、忠類村の現行の制度。その後、幕別町と同様にするという内容になります。

○委員長（乾邦広） 中橋委員。

○委員（中橋友子） そうしますと、来年の 9 月 30 日までは、忠類村は 6 歳まで入退院が両方とも助成されるということですね。その以降、平成 18 年の 10 月からは幕別ということですから、通院にかかわっては引き下がられるのではなかったですか。確認させてください。

○委員長（乾邦広） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 平成 18 年の 9 月 30 日までは忠類村さんの例で、病院に通院した場合は、自己負担は食事標準負担額と、入院した場合ですけれども、それ以外はかからないと。ですから、通院した場合は無料ということになります。

10 月 1 日以降は幕別町の例によるということなので、現在、通院した場合、3 歳以上の方は 3 割負

担でございます。それが、この制度により1割負担になるということです。2割を助成するという内容でございます。

○委員長（乾邦広） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 問題は、要するに将来において、今までは忠類でとっておられた6歳までの入院・通院両方についての助成というのは、将来的には幕別に合わせるということですから、下がってくるということですね。そこだけはどうなのですか。そこを聞きたかったのです。

○委員長（乾邦広） 町民課長。

○町民課長（田村修一） その通りでございます。

○委員長（乾邦広） 中橋委員。

○委員（中橋友子） この件に関しましては、ずっと一時幕別町も6歳まで両方とも助成していた経過があったのですが、道の制度改正の中で引き下がったのですよね。

両方ともそれぞれの政策を持っていて、なるべくいい政策は維持されるのが望ましいというふうに思うものですから、これがそのまま現在の忠類の政策が将来とも幕別町になっても維持されるというふうになれば、幕別町もそういうふうになっていかなければならないということになりますよね。

そうした場合の予算的なことを考えた場合には、どのぐらい負担になっていくのでしょうか。

○委員長（乾邦広） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 昨年、制度改正になりまして、その後ちょっと金額の動きがあるのですけれども、およそ900万円程度と考えています。失礼しました、1,000万円ぐらいです。

1歳当たり1,000万円程度。ですから、3,000万円ぐらいかかるということになります。

○委員長（乾邦広） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 3,000万円というのは大変大きな金額ではあるのですけれども、私はやはり条例というのは取り除かれる分が外されてきますから、ちょっと理解できなかったところもあるのですが、ただ、基本的にはその町で、子育て支援策として恐らく取り組んでこられたことだと思います。

特に今、子育て支援という点では、いろんな分野で力を入れていかなければならない、そのことが幕別町だけではなくて全国的な国民的な課題にもなっているときに、残念ながら忠類にとっては、この部分については後退をするということになるのだと思います。

3,000万円の予算ということではありますが、合併によるいろんな新たな財政措置ということも生まれることを考えれば、忠類の制度を幕別に合わせていくということが可能ではないかと思うのですが、そういう条例ではないわけですよね。

その辺はどうでしょうか。

○委員長（乾邦広） 西尾助役。

○助役（西尾治） 先ほど、国保のところでもお話ししましたように、例えば、国保でいう構成でいえば、1割弱の方が忠類の地区に住んでられる方。

ですから、全体として、では、いい方の政策に全部合わせていくということになりますと、合併によって逆に歳出構造からいえば、大きな負担がそれぞれ生じると。現行の厳しい財政状況の中で、ではどう考えていくのだというところは、やっぱり合併した際に一番大きな論点になってくるのだらうというふうに思います。

今まではどちらかというと、人口規模の小さい町村には、かなり交付税上も手厚い措置がされてきたという現実がございまして、どうしても一人当たりの行政経費で考えますと、人口が少なくなればなるほど一人当たりの費用がたくさんかかるという実態にございます。

また、そういうことができた交付税制度であったということも一方では事実であります。

それが前年、段階補正、いわゆる人口規模によつての補正係数が下がっていく中では、人口が少ない町村ほど交付税の削減率がここ数年大きくなってきている状況の中で、必ずしも今までどおりの施策が小さな町でやっていけるのかという、現実的にはそういう状況にないということも一面ではございます。

ですから、将来を見据えた中では、なかなか今までどおりの施策がやはりやっていけないのも一方ではあることもご理解をいただければなというふうに思います。

確かに、子育て支援、今、近々の課題として町も取り組まなければならない実態は十分わかってございます。

ですから、こういうことに財を切り裂いていくことがいいのか、あるいは、ほかの面でどういう手法がとれるのか。これは総体の中で、新年度に向けて、また私どもとしてもいろいろ考えていかなければならないというふうには考えております。

○委員長（乾邦広） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（乾邦広） 質疑はございませんので、質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありますか。

それでは、原案に反対の討論からお願いします。

○委員（中橋友子） 全部を良い制度に合わせる事が可能だというふうには思っておりません。

ですから、いろんな点で調整が必要であるし、お互いの町が我慢しなければならないことも生じてくるというふうには思っています。

その上で、ただ、乳幼児医療にかかわりましては、今、全国的に引上げの方向で、6歳まで、あるいは小学校が終わるまで、あるいは中学校までという形で、非常に助成の内容が拡大されてきているというのが全国的な傾向だと思います。

そういう傾向がなぜ起きたのかといいますと、やはり前段に言いましたように、子育て支援、1.29の少子化という中で、何らかの形で応援していくことが、これは多面的な要素がありますから、医療費だけではありませんけれども、このまま推移すると、50年、100年後に日本の人口が4,000万人になってしまうというような説もありまして、そういうところの手立てをきちっととっていくというような意味合いから、私はやはり全国的な流れに沿った条例改定であってほしいというふうに思ひまして、そのことを求めまして反対討論といたします。

○委員長（乾邦広） 次に、賛成者の討論を行います。

ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（乾邦広） 討論を終わります。

それでは、採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（異議ありの声あり）

○委員長（乾邦広） 異議がありますので、起立により採決いたします。

原案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（乾邦広） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

審査の途中ではありますが、この際、14時50分まで休憩いたします。

14:37 休憩

14:50 再開

○委員長（乾邦広） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第 115 号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例について、提案者の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 議案第 115 号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の 92 ページをお開きください。

条例改正の主な内容につきましては、介護保険法等改正に伴うもの及び合併協議に伴いまして、忠類村の編入に伴う経過措置を附則に規定するものであります。

以下、条文に沿いましてご説明させていただきます。

条例第 17 条第 2 号につきましては、介護保険法等の一部を改正する法律が平成 17 年の法律第 77 号が施行されましたことに伴いまして、用語を見直しにしまして、「痴呆性高齢者等」を「認知症高齢者等」に改めるものであります。

次に、附則であります。忠類村の編入に伴う経過措置として、6 条を加えるものであります。附則第 7 条では、編入前に忠類村介護保険条例の規定により課した、又は課すべきであった保険料について。

附則第 8 条は、旧忠類村条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為について。

附則第 9 条は、平成 17 年度分の保険料の賦課徴収について。

それぞれ、編入前の忠類村で行われた行為の効力が生かされるよう経過措置を設けるものであります。

附則第 10 条は、幕別町介護保険運営等協議会委員の数について、編入日から平成 18 年 9 月 30 日までの間に限り「15 人以内」である委員を「20 人以内」とするものであります。

附則第 11 条は、編入日以後の最初に委嘱される委員の任期を 3 年間とせず、平成 18 年 9 月 30 日までとするものであります。

附則第 12 条につきましては、編入日前にした旧忠類村条例違反に対する罰則の適用について効力が生かされるように規定するものであります。

次に、別表であります。改正する部分のみ申し上げたいと思いますが、まず、事業名が、食の自立支援サービスとなっております。事業内容の欄中、「昼食及び夕食」とありますのを、まとめて「食事」として直すものであります。

現在、また、忠類地区につきましては、幕別においては昼食及び夕食を準備しているのですけれども、忠類地区におきましては、昼食を提供していただける業者がまだいないということで、夕食のみ提供しているというようなこともあります。食事に改めるものであります。

また、改正条例の表で、手数料等の欄をご覧いただきたいと思いますが、ここで、ただし書につきましては、遠距離加算の配達区域を定めたものでありますけれども、一番下から 6 行目にありますように「忠類晩成の区域」について、追加をするものであります。

次に、94 ページをご覧いただきたいと思いますが。

改正条例の軽度生活支援事業の項中、右から 2 欄目の事業内容の欄になりますけれども、2 行目に忠類地区に配置しております「訪問介護員」をここで追加するものであります。

次の、生きがい活動支援通所事業の項中、同じく右側から 2 欄目の事業内容の欄の中で、2 段目にふれあいセンター福祉で行うことが書いてありますけれども、「ふれあいセンター福寿で行う日常動作訓練などのいきがい

活動事業」を追加しまして、あわせて、その部分の手数料を定めるもので、「1回につき950円」として追加するものであります。

別表の改正は以上でございます。

なお、本条例の施行月日につきましては、平成18年2月6日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（乾邦広） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（乾邦広） 質疑はございませんので、討論を省略させていただきます。

採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（乾邦広） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第116号、幕別町介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例について、提案者の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 議案第116号、幕別町介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例について、提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の96ページをお開きください。

条例改正の内容につきましては、条例上の表現を整理統一するほか、忠類村の編入に伴う経過措置を規定するものであります。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

第7条につきましては、「町長が別に定める」を「町長が定める」に改めるものであります。

次に、附則の改正でありますけれども、現行の附則を、附則第1項とし、同項に見出しとして「施行期日」を付すとともに、第2項として、忠類村の編入の日前に忠類村介護保険特別会計基金条例の規定により積み立てられた基金は、この条例の相当規定により積み立てられたものとみなす経過措置を規定したものであります。

なお、本条例の施行月日は平成18年2月6日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（乾邦広） ただいま、説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（乾邦広） 質疑はございませんので、討論を省略させていただきます。

採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（乾邦広） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 117 号、幕別町敬老祝金条例の一部を改正する条例について、提案者の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 議案第 117 号、幕別町敬老祝金条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の 97 ページをご覧くださいと思います。

条例改正の内容につきましては、条文等の文言整理及び忠類村の編入に伴う経過措置を規定するものであります。

以下、条文に沿いましてご説明させていただきます。

第 6 条につきましては、見出しを「委任」に改めるものであります。

次に附則を改正するもので、現行の附則第 1 項から第 3 項までそれぞれ見出しを付すとともに、忠類村の編入に伴う経過措置及び忠類村に住所を有するものの特例など、5 項を加えるものであります。

現在、幕別町の敬老祝金の支給内容につきましては、年齢 80 歳の者に 1 万 5,000 円、年齢 87 歳の者に 2 万円、年齢 100 歳の者に 5 万円を支給することとなっております。

これに対しまして、忠類村の支給内容につきましては、年齢 75 歳以上の者全員に 2 万円を支給するほかに、年齢 87 歳の者には 5 万円を、年齢 100 歳の者には 10 万円を重複支給することとなっております。

このように、忠類村との敬老祝金の支給内容に格差がありますことから、忠類地区の方について、平成 18 年度から平成 20 年度の 3 年間で段階的に支給額を引き下げ、平成 21 年度に幕別町の支給内容に統一するものとしたものであります。

それでは経過措置等の内容をご説明申し上げます。

98 ページの附則第 4 項につきましては、編入前の忠類村に住所を有する者に係る住所の期間の通算について規定をするものであります。

以下、旧忠類村に住所を有するものに対する特例としまして、附則第 5 項につきましては、平成 18 年度に限り支給される祝金の額について、年齢 75 歳以上の者に 1 万 5,000 円、年齢 87 歳の者に 4 万円を支給とするものであります。

附則第 6 項につきましては、平成 19 年度に限り支給される祝金の額について規定しておりますが、年齢 75 歳以上の者に 1 万円、年齢 87 歳の者に 3 万円を支給するものであります。

附則第 7 項につきましては、平成 20 年度に限り支給される祝金の額について規定しておりまして、年齢 75 歳以上の者に 5,000 円、年齢 87 歳の者に 2 万円を支給するものであります。

附則第 8 項につきましては、旧忠類村の区域内に住所を有する者への重複支給について規定するものでありまして、年齢 75 歳以上である者に対する祝金の額と、年齢 100 歳の者に対する祝金の額及び年齢 87 歳の者に対する祝金の額をそれぞれ重複して支給できるとするものであります。

なお、本条例の施行月日は平成 18 年 2 月 6 日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（乾邦広） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 単純で申し訳ないのですが、この経過措置の表なのですが、年度と区分ということで、年齢は区分でわかるのですが、年度のこの 62 から 69 というのはどういう意味なのでしょうか。

○合併担当参事（飯田晴義） この経過措置につきましては、前回の改正における経過措置を謳ったものでありまして、そのまま附則上は残すということなものですから、今の現行法規上残っているということでもあります。

これについては、昭和 62 から 69 という昭和を指します。

○委員長（乾邦広） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 昭和 69 年というのはないのですけども、要するに昭和 62 年時点でやっているからこういう表示をせざるを得ないということの理解でよろしいのでしょうか。

○委員長（乾邦広） 合併担当参事。

○合併担当参事（飯田晴義） 改正時点が昭和でありましたので、昭和のままの表記になっております。

○委員長（乾邦広） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（乾邦広） 討論を省略いたします。

採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（乾邦広） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 118 号、幕別町老人医療費助成条例の一部を改正する条例について、提案者の説明を求めます。
民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 議案第 118 号、幕別町老人医療費助成条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の 100 ページをお開きいただきたいと思います。

昭和 14 年 7 月 31 日以前に生まれ、70 歳未満である一人暮らし高齢者の方々などへの医療費の助成、いわゆる「道老」と言っておりますけれども、これにつきましては、忠類村と幕別町で、北海道の「医療給付事業」の補助を受けまして、助成内容等に異なる点がなく実施をしているところであります。

この条例改正につきましては、忠類村の編入に伴う経過措置を規定するものであります。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

附則の改正であります。現行の附則第 2 項と第 3 項を 1 項ずつ繰り下げて、第 3 項及び第 4 項としまして、新たに、附則第 2 項としまして、編入日前に忠類村で行われた処分、手続等の行為は、編入日後の幕別町においても効力を有するとする経過措置を設けるものであります。

なお、本条例の施行月日は平成 18 年 2 月 6 日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（乾邦広） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（乾邦広） 質疑はございませんので、討論を省略させていただきます。

採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（乾邦広） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 119 号、幕別町重度心身障害者及び一人親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する

条例について、提案者の説明を求めます。

民生部長。

- 民生部長（新屋敷清志） 議案第 119 号、幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の 101 ページをご覧くださいと思います。

条例改正の内容につきましては、合併協議に基づきまして、忠類村の編入に伴う経過措置を規定するものであります。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

現行の附則を第 1 項とするとともに、施行期日と見出しを付しまして、附則第 2 項では、編入日前に忠類村で行われた処分、手続等の行為は、編入後の幕別町においても効力を有するとする経過措置を設けるものであります。

なお、この重度の心身障害者の方々やひとり親家庭等の方々への医療費の助成につきましては、北海道の「医療給付事業」の補助を受けまして、実施しているところですが、忠類村におきましては一部拡大をして助成をしておりますことから、合併協議において、合併後に初めて訪れる助成期間の始期であります平成 18 年 10 月 1 日から幕別町の例により統合するものとしてあります。

すなわち、編入日から平成 18 年 9 月 30 日までの間については、編入日前の忠類村の区域内に住所を有する受給者の方々への助成の特例、具体的には、非課税世帯に属する受給者の方などへの初診時一部負担金の単独助成でございますけれども、この経過措置は、関連する規定が当該条例にはありませんで、「（重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例）施行規則」に規定しましたことから、本条例においては、ここで経過措置を定める規則が生じないものでありますことを、申し添えたいと思います。

なお、本条例の施行月日は平成 18 年 2 月 6 日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- 委員長（乾邦広） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（なしの声あり）

- 委員長（乾邦広） 質疑はございませんので、討論を省略させていただきます。

採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

- 委員長（乾邦広） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 120 号、幕別町障害者福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例について、提案者の説明を求めます。

民生部長。

- 民生部長（新屋敷清志） 議案第 120 号、幕別町障害者福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の 102 ページをお開きいただきたいと思います。

条例改正の主な内容につきましては、忠類村の編入に伴う経過措置を規定するものであります。

以下、条文に沿いましてご説明をいたします。

現行の附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」と付し、経過措置として2項を加えるものでありますが、附則第2項では、平成20年8月20日までの間に限り「12名以内」とある委員を「15人以内」とするものであります。

また、附則第3項で、編入日以後、最初に委嘱される委員の任期を2年間とせずに、平成18年8月20日までとするものであります。

なお、本条例の施行月日は平成18年2月6日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長(乾邦広) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○委員長(乾邦広) 質疑はございませんので、討論を省略させていただきます。

採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(乾邦広) 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第121号、幕別町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、提案者の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長(新屋敷清志) 議案第121号、幕別町災害弔慰金支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の103ページをご覧くださいと思います。

条例改正の主な内容につきましては、忠類村の編入に伴う経過措置を規定するものであります。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

現行の附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付すとともに、忠類村の編入に伴う経過措置として1項を加え、附則第2項として、編入の日前に、忠類村災害弔慰金の支給等に関する条例の規定によりなされた処分等の行為の効力が生かされるよう規定するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長(乾邦広) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○委員長(乾邦広) 質疑はございませんので、討論を省略させていただきます。

採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(乾邦広) 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第122号、幕別町畜犬取締及び野犬掃とう条例の一部を改正する条例について、提案者の説明を求

めます。

民生部長。

- 民生部長（新屋敷清志） 議案第 122 号、幕別町畜犬取締及び野犬掃とう条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

説明資料の 104 ページをお開きいただきたいと思います。

条例改正の主な内容につきましては、忠類村の編入に伴う経過措置を規定するものであります。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

附則の改正であります。既存の附則第 1 項及び第 2 項にそれぞれ見出しを付すものであります。

また、附則第 3 項の次に、忠類村の編入に伴う経過措置として、2 項を加えるもので、附則第 4 項では、編入前の忠類村で行われた申請等の行為の効力が生かされるようにするものであります。

附則第 5 項では、編入前の罰則規定をそのまま適用することとするものであります。

なお、本条例の施行月日は平成 18 年 2 月 6 日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- 委員長（乾邦広） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（なしの声あり）

- 委員長（乾邦広） 質疑はございませんので、討論を省略させていただきます。

採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

- 委員長（乾邦広） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 123 号、幕別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、提案者の説明を求めます。

民生部長。

- 民生部長（新屋敷清志） 議案第 123 号、幕別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の 105 ページをご覧くださいと思います。

条例改正の主な内容につきましては、根拠法令の追加、廃棄物減量等推進審議会委員定数の増、忠類村の編入に伴う経過措置を規定するとともに、条例上の表現をより明確にするものであります。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

第 1 条につきましては、廃棄物処理に関する目的を規定したものでありますが、根拠法令として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に加えまして「浄化槽法」を追加するものであります。

次に、第 7 条につきましては、審議会の委員の定数が 10 人以内となっておりますのを 13 人以内とするものであります。

なお、委員につきましては、今後、手数料の統一化やごみ処理方法などについて審議していただくために、増員するものであります。

第 13 条につきましては、「町民等の協力義務」を規定したものでありますが、第 1 項では、廃棄物の搬出箇所に幕別、忠類間で違いがありますことから、「ごみステーション」とあるのを「町長が定めた収集場所」に改

め、第2項では、廃棄物を排出する際の協力事項をより明確にしたものであります。

現行条例の第13条第3項につきましては、排出してはならないものを規定したものでありますけれども、後ほどご説明いたしますが、第16条の2で「排出禁止物」としてまとめましたので、ここでは、削除させていただくものであります。

したがって、現行の第4項を、第3項に繰り上げるものであります。

次に、第15条につきましては、「法第10条」を「法第11条」に改めるものであります。根拠法令の改正に伴いまして、引用条文が変わったことによるものです。

第16条の2第1項につきましては、先ほどご説明申し上げました排出禁止物を規定したものであります。次の第1号から第6号に掲げるものを排出してはならないとするもので、先ほどの第13条第3項、さらには規則の第11条に規定されていたものをここで整理をしたものであります。

次の第18条につきましては、処理手数料の減免について規定をしたものであります。第3項として、規則の第15条で規定をしておりました「清掃ボランティア」を条例の方に加えまして、まとめたものであります。

第19条につきましては、浄化槽法の法律番号が第1条において記載されていることから、この条ではその部分を削除するものであります。

次に附則についてご説明をいたします。

現行の附則を第1項とするとともに、忠類村の編入に伴う経過措置を3項加えるものであります。附則第2項につきましては、編入前の忠類村で行われた申請等の行為の効力が生かされるように規定をするものであります。

附則第3項につきましては、合併時において廃棄物減量等推進審議会委員の任期がまだ半ばでありますことから、新たに委員となられる方の任期を現委員の任期であります平成19年3月13日まで、合わせてとするものであります。

附則第4項につきましては、幕別町と忠類村において廃棄物を処理するために加入している組合が違いますことから、ごみの種類や区分、金額を早期に統一することが難しいことなどから、当分の間、忠類地区については、現行のままの処理手数料とするもので、表のとおり定めるものであります。

次に、別表についてご説明をいたします。

別表（第17条関係）になります。ごみの区分として「資源ごみ」及び「有害危険ごみ」の規定がなかったことから、ごみ処理手数料欄に加えるものであります。

なお、備考の1項につきましても、同じく資源ごみと有害ごみについての文言を追加するものであります。

なお、本条例の施行月日は平成18年2月6日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（乾邦広） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 部長の説明の中でありましたけれども、処理施設が違ってきまして、ここの条文では、附則の4の後段ですが、当分の間、現在の幕別町と忠類村と別々な料金設定ですとか、分別の方法が変わっていくということを、当分の間続けられるということですね。

これは、条例でここまで定められるわけですから、かなり長い期間なのかなというふう思うのですが、考え方として、将来整理されていかれる考えもお持ちで提案されているのか。この当分の間というのがあるものからお尋ねしておきたいと思えます。

○委員長（乾邦広） 町民課長。

○町民課長（田村修一） ただいま、中橋委員のご質問に対してお答えいたします。

合併協議の中で、ごみ処理手数料は平成 23 年までに統一したいという考え方で協議を、現在進めてきたところでございます。

先ほどの説明にありまして、幕別町につきましては、十勝環境複合事務組合に加入しております。忠類につきましては、南十勝三町村複合事務組合に加入しているところでございます。

最終的には、この複合組合 2 組合、それ以外の北十勝とかあるのですけれども、それらも含めて統合していきたいということを目指しております。

それについては、平成 28 年度を目標にしたいということを進めているところでございますけれども、それも睨んで、平成 23 年度ぐらいまでには統一したいということ、合併協議の中で協議されているということでございます。

○委員（中橋友子） わかりました。

○委員長（乾邦広） 討論を省略いたします。

採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（乾邦広） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 124 号、幕別町生活環境改善設備資金貸付条例の一部を改正する条例について、提案者の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 議案第 124 号、幕別町生活環境改善設備資金貸付条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の 110 ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、下水道処理計画区域内であって、町の下水道施設の整備が行われていない区域に居住する方が、合併浄化槽の設置を希望する場合、施設整備の資金を無利子で貸付けする制度となっております。

なお、このたび、合併協議を機に条文整理を行うこととなったものであります。

条例改正の主な内容につきましては、貸付金の償還遅延に伴う延滞金の利率を幕別町税外諸収入金の徴収に関する条例に準じた利率に改めるとともに、条例上の表現をより明確にするものであります。

以下、条文に沿いましてご説明をいたします。

第 8 条につきましては、「償還期限」を「償還期日」に改めるものであります。

第 9 条につきましては、条文の文言を整理するとともに、延滞金の利率が 14%となっているものを、先ほど申し上げました幕別町税外諸収入金の徴収に関する条例に準じまして 14.6%に改めるものであります。

第 15 条につきましては、文言の整理をするもので「町長が定める」に改めるものであります。

次に、議案書の方の 130 ページをお開きいただきたいと思います。

議案書の 130 ページの附則の説明になりますが、附則の第 1 項で、本条例の施行期日は、平成 18 年 2 月 6 日からとするものであります。

また、附則の第 2 項で、経過措置として、延滞金の率に定めておりますけれども、2 月 6 日以前に償還期日が到来した償還金にかかる延滞金 については、従前どおり 14%とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（乾邦広） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（乾邦広） 質疑ございませんので、討論を省略させていただきます。

採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（乾邦広） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 125 号、幕別町墓地条例の一部を改正する条例について、提案者の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 議案第 125 号、幕別町墓地条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の 111 ページをご覧くださいと思います。

条例改正の主な内容につきましては、忠類にあります墓地を加えるほか、条例上の表現をより明確にするとともに、忠類村の編入に伴う経過措置を規定するものであります。

以下、条文中に沿いましてご説明をいたします。

第 2 条につきましては、町が設置する墓地として「忠類墓地」を加えるものであります。これに伴いまして幕別町の墓地は 11 カ所になります。

次に、第 18 条につきましては、条例上の表現をより明確にするため、見出しを「その他」とあるのを「委任」に改めるものであります。

次のページ、附則につきましては、現行の附則第 1 項及び第 2 項にそれぞれ見出しを付すとともに、忠類村の編入に伴う経過措置として 2 項を加えるものでありますが、附則第 3 項では、編入前の忠類村で行われた申請等の行為の効力が生かされるよう規定をするものであります。

附則第 4 項では、編入前の罰則規定をそのまま適用することとした規定を設けるものであります。

次に、別表（第 5 条関係）につきましては、最後の欄に、忠類墓地にかかる使用料を加えるものでありますが、金額につきましては、現行どおりの金額となっております。

なお、本条例の施行月日は平成 18 年 2 月 6 日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議ほどお願い申し上げます。

○委員長（乾邦広） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（乾邦広） 質疑ございませんので、討論を省略させていただきます。

採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（乾邦広） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 126 号、幕別町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案者の説明を求めます。

民生部長。

- 民生部長（新屋敷清志） 議案第 126 号、幕別町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の 113 ページをご覧くださいと思います。

条例改正の主な内容につきましては、忠類村の編入に伴う経過措置を規定するものであります。

以下、条文に沿いましてご説明をいたします。

附則の改正であります。忠類村の編入に伴う経過措置として 4 項を加えるもので、附則第 3 項では、編入日前に忠類村で行われた処分、手続等の行為は、編入日後の幕別町においても効力を有するものとして規定しております。

附則第 4 項及び第 5 項につきましては、編入により忠類村国民健康保険運営協議会の委員は全員が失職となりますけれども、国民健康保険の重要事項を審議する国民健康保険運営協議会の役割に鑑みまして、編入日から現在の幕別町の委員の任期の終期であります平成 19 年 6 月 30 日までの間は、編入日前日において忠類村国民健康保険運営協議会の委員であった者から代表区分ごとに一人を委嘱するという、委員定数の特例を定めるものであります。

附則第 6 項につきましては、編入日前の忠類村で行われた行為に対する罰則は、編入日後においても、編入日前の「忠類村国民健康保険条例」の規定により適用するものとして規定しております。

なお、本条例の施行月日は平成 18 年 2 月 6 日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- 委員長（乾邦広） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（なしの声あり）

- 委員長（乾邦広） 質疑ございませんので、討論を省略させていただきます。

採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

- 委員長（乾邦広） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 127 号、幕別町交通安全指導員設置条例の一部を改正する条例について、提案者の説明を求めます。

民生部長。

- 民生部長（新屋敷清志） 議案第 127 号、幕別町交通安全指導員設置条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の 114 ページをお開きください。

条例改正の主な内容につきましては、指導員の定数及び任期等の改正のほか、条例上の表現をより明確にするとともに、忠類村の編入に伴う経過措置を規定するものであります。

以下、条文に沿いましてご説明させていただきます。

第 1 条の見出しにつきましては、目的とありますのを、設置に改めるものであります。

第 5 条につきましては、交通安全指導員の定数を 30 人以内とあるのを 33 人以内とするものであります。

第 6 条第 1 項につきましては、ただし書きで、補欠の指導員の任期を前任者の残任期間とするものであります。

第2項では、指導員は再任できる旨定めるものであります。

第3項では、指導員の解任についての規定で、第3条の各号の要件がなくなった場合に解任できる旨定めるものであります。

具体的には、幕別町に住所を有しなくなった場合などが該当をしてきます。

第9条では、見出しを、委任に改めるものであります。

次に、附則であります。現行の附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「施行期日」を付し、経過措置として1項を加えるもので、附則第2項として、忠類村の編入の日以後最初に委嘱される指導員の任期については、平成19年3月31日までとする旨、定めるものであります。

なお、本条例の施行月日は平成18年2月6日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（乾邦広） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（乾邦広） 質疑ございませんので、討論を省略させていただきます。

採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（乾邦広） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第128号、幕別町民交通災害救済条例の一部を改正する条例について、提案者の説明を求めます。
民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 議案第128号、幕別町民交通災害救済条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の116ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、いわゆる「町民交通傷害保険」について定めるものであります。

条例改正の主な内容につきましては、忠類村の編入に伴う経過措置を規定するものであります。

以下、条文に沿いましてご説明をいたします。

現行の附則を附則第1項として、同項に見出しとして「施行期日」を付し、忠類村の編入に伴う経過措置として1項を加えるもので、附則第2項として、編入日前に忠類村で行った手続等の効力が生かされるように規定するものであります。

なお、本条例の施行月日は平成18年2月6日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議ほどお願い申し上げます。

○委員長（乾邦広） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（乾邦広） 質疑ございませんので、討論を省略させていただきます。

採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(乾邦広) 異議がないものと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第129号、幕別町乳幼児対策審議会条例を廃止する条例について、提案者の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長(新屋敷清志) 議案第129号、幕別町乳幼児対策審議会条例を廃止する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の135ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、乳幼児の保育に関する事項、特に3歳未満児の保育所における保育の在り方について審議していただくために、昭和52年に制定したものであります。

なお、最近の乳幼児の保育を含めた子育て支援施策につきましては、「幕別町エンゼルプラン」や「幕別町次世代育成支援行動計画」などによりまして、実施しているところでありますけれども、これらの計画の策定に当たりましては、最近では住民参加を基本にしまして、それぞれ策定委員を公募するなどしまして、策定委員会を設置して、計画を策定してきているところでありますことから、忠類村との合併協議の中でも、本条例については、廃止することとしたものであります。

なお、施行月日につきましては、平成18年2月6日とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長(乾邦広) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○委員長(乾邦広) 質疑ございませんので、討論を省略させていただきます。

採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(乾邦広) 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第130号、幕別町交通安全対策会議条例を廃止する条例について、提案者の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長(新屋敷清志) 議案第130号、幕別町交通安全対策会議条例を廃止する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の136ページをご覧ください。

本条例につきましては、交通安全対策活動の促進を図るため、交通安全対策会議を設置するとしまして、制定したものでありますけれども、平成16年4月に「幕別町生活安全条例」を制定し、交通安全対策と防犯対策とを一体的な活動の促進を図るため整備をしたところでありまして、合併協議の中で交通安全対策に係る例規の体系を一本化に整備した方がよいということになりまして、本条例につきましては廃止をするものであります。

なお、施行月日につきましては、平成18年2月6日とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長(乾邦広) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○委員長(乾邦広) 質疑ございませんので、討論を省略させていただきます。

採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(乾邦広) 異議がないものと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

これで、付託された議案の審査はすべて終了いたしました。

説明員の体制をお願いいたします。

それでは、審査の途中ではありますが、この際、15時50分まで休憩いたします。

15:35 休憩

15:50 再開

○委員長(乾邦広) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、陳情第5号、紙オムツ用に町指定ゴミ袋の支給を求める陳情書を議題といたします。

本陳情について、皆様のご意見をお聞きしたいと思います。その前に、事務局の方から報告があります。

○事務局長(高橋平明) 本陳情につきまして、追加で陳情者の加筆がございました。

本陳情、8月25日に560筆で出されておりますけれども、9月2日に231筆、9月6日に33筆、計824筆の陳情書がまいっております。

○委員長(乾邦広) それでは、早速質疑に入りたいと思います。

ご意見を伺いたいと思います。

古川委員。

○委員(古川稔) 紙おむつということで、子育ての中では非常に必要なことということには自分も意識はあるわけですが、一つの町として、これからの子育てに対して、紙おむつだけということではなくして、総合的に少子化対策あるいは子育て支援といった部分で、今後において包含した中でやっていくのが、自分は妥当でないかなというふうに思うわけですが。

○委員長(乾邦広) ほかにご意見ございませんか。

前川委員。

○委員(前川雅志) この陳情に対して、反対するものは一つもないわけではありますが、現実問題として町が取り組んでいくに当たり、どのぐらいの年代まで、どのぐらいの量というか、経費も含めてかかるものというものが、もし計算されていけば、そういったものを出していただきながら議論をさせていただきたいと思うのですが、そういったものは今ないのでしょうか。

○委員長(乾邦広) 今、前川委員の方から資料などを提出していただきたいというご意見でありましたけれども、委員の皆さん、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

○委員長(乾邦広) それでは、資料を提出するよう、直ちにというわけにはいきませんが、後ほど、資料を揃え次第出させていただきます。

ほかにご意見ございませんか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 子育て支援の一環としての陳情ということでありまして、昨年の9月から有料になったこと
によって提出された陳情ですよね。

陳情者のここに趣旨が書いてありますけれども、先ほど、総合的な子育ての中でというご意見もあったのです
けれども、幕別町が次世代育成に関するプランを立てるときに、アンケート調査などもやられましたときに、そ
ういう経済的な支援を求める意見が、かなり項目はたくさんありましたけれども、大きくウエイトを占めており
ました。

ですから、いろんな形から、できることから手掛けていくというようなことが、私は大事ではないかというふ
うに思います。

このことが実施された場合に、幕別町にとってどんな財政負担があつて、どういうことになっていくのかとい
うことを、自分なりに試算をしたところなのですけれども、ここで書かれているのは乳児に対してということ
ありますから、当然、その乳児の規定をどこまで持っていくかということにもなるかと思ひます。

これは幕別町では大体1年間に200人ぐらいの出生があるということでもありますから、200人の1年間を乳児
とみた場合には、少なくともこの200人が対象になっていくのだらうというふうに思ひました。

それで、実際におむつを使用されているご家庭にお尋ねしまして、どのぐらいおむつというのが出るのだらう
ということ聞いてみましたところ、もちろん個人差もありますから、それが絶対ではないのですけれども、10
リットルを週2回使っているという方やら、20リットルを2回使っているというような声がありました。

多い方のその20リットルで2回というふうに見ますと、20リットルの袋って、今、幕別町60円なのですよね。

それで、1年間、52週ですから、それに2回ということでは104と考えましたところ、その200人の100枚の
60円ということで、120万円ぐらいの、あくまでも試算ですけれども、予算なのかなというふうに思ひました。

それで、こういう陳情になった背景には、やっぱり有料化になったということと併せまして、近隣の1市2町
で内容の違いはあるのですが、それぞれ実施されているということもありまして、こういう形になってきたのだ
らうというふうに思ひます。

参考までにその近隣のこともちょっと調べてきたのですけれども、音更町につきましては、乳児だけではなく
て大人の方のおむつも減免しているということで、ここは袋というのは一切出さないで、一般のスーパーで出し
ているような買物袋ありますよね。ここにおむつを入れて出せば、町が無料で持って行ってくれるという方法を
とっているようです。

それから、芽室町につきましては、乳児に対しては年100枚、それから、高齢者に対しては年50枚というこ
とで、45リットル、ですから120円なのですけど、45リットルをそれぞれ支給しているというふうに聞きました。

また、帯広市は高齢者に対して、ここは介護認定ですとかきちっと規則をつくりましてやられているのですが、
実際に使用する分を支給するというような形で、それぞれ近隣の町の取り組みの違いはあるのですが、それぞれ
減免の、あるいは応援の、というのですか、対策をとられているということでありまして、私はやはり、幕別町
にとつても、これは1日も早く実施されて、子育ての支援の一環としてつながることが望ましいというふうに思
ひます。

○委員長（乾邦広） ほかにございせんか。

（なしの声あり）

○委員長（乾邦広） 副委員長。

○副委員長（前川敏春） 先ほども聞いた中で、「～判読不能～」大事なことではあるのですけれども、そんな中
で、いろいろそういう資料の提出という中で、できれば質疑は今日で留めおいて、継続にしていればよろ

しいのではないかなというふうに思うわけですがけれども。

○委員長（乾邦広） ただいま、副委員長の方から、もうちょっと調査研究しながら、もうちょっと勉強して、資料なども揃えながら継続審査にはいかがかというご発言がありました。

皆さん、どうでしょうか。

よろしいでしょうか。

（はいの声あり）

○委員長（乾邦広） それでは、継続審査にしたいと思います。

期日につきましては、9月14日、総務委員会終了後、どうでしょうか。

暫時休憩いたします。

16：00 休憩

16：01 再開

○委員長（乾邦広） それでは、本日はこの程度にとどめ、次回の開催は、9月14日、総務文教常任委員会終了後に民生常任委員会を開きたいと思いますので、今日はこの辺で散会をしたいと思います。

16：05 散会